

諮 問 理 由

1. 知事及び副知事の給料の額について

本府特別職の給料等の額については、これまでの大阪府特別職報酬等審議会における議論や答申において、職務と責任の度合い及び社会的地位、一般職の職員の給与改定の状況、他の地方公共団体の特別職の給料等の額との均衡、社会経済情勢の変化などを考慮しながら、適時適切に改定すべきものとの考え方が示されている。

本府においては、本審議会に対して、知事及び副知事の給料の額について、平成23年度に諮問し答申を受けたところであるが、前回答申から4年が経過し、本府の一般職の職員の給与改定及び他の地方公共団体の特別職の給与などの状況変化があったことから、今般、知事及び副知事の給料の額について、本審議会に諮問するものである。

2. 知事及び副知事の退職手当のあり方について

知事及び副知事の退職手当については、平成23年度に意見具申を受け、手当水準の引下げ改定を行ったところであるが、他の地方公共団体の特別職の退職手当の状況変化が見られたことから、知事及び副知事の退職手当のあり方について、ご意見をいただきたい。

3. 行政委員の報酬等の額について

行政委員の報酬等については、平成23年度に支給方法のあり方及び水準について意見具申を受け、支給方法を日額に改定したところであるが、一般職の職員の給与改定等の状況を踏まえた報酬の額について、ご意見をいただきたい。

4. 教育長の給料の額について

平成27年4月から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により設置された教育長が新たに特別職となったことから、その職責を踏まえた給料の額について、ご意見をいただきたい。